

第25期第18回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年1月14日(火)午後4時から午後4時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、  
酒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、  
橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1) 市民農園の整備運営計画の変更について (第1・2号)  
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第3号)  
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について (第4～9号)  
(4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明および認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明に  
ついて (第10号)  
(5) 生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について (第11号)
- 6 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他 令和7年度練馬区農業委員会総会日程について

尾崎賀一 会長 皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく  
お願いいたします。これより、第25期第18回練馬区農業委員会総  
会を開催いたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は16名、欠席委員数は0名。総会の会議は、  
在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総  
会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、神田靖仁委員と酒井利博委員にお願いします。  
それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願い  
します。

事 務 局 議案第1号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。  
令和6年12月20日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において  
準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備  
運営計画の変更について協議があった。ついては、変更内容が同条  
第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり  
決定する。

**【申請者、農園の名称・所在、変更内容等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。

令和6年12月25日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。ついで、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、農園の名称・所在、変更内容等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和6年12月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【相続人、特例農地等の所在等について説明】**

こちらの事実確認調査は篠田政巳委員と宮部光夫委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員からお願いします。

篠田政巳委員 12月23日に、宮部光夫委員、事務局2名と現地調査に行ってきました。

8ページの写真で分かるように、現地調査の時には綺麗に耕運されており、農地性が認められると判断いたしました。また、今後の方針として、農業者に貸借して管理していくという計画で話を進めているとのことですので、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 続いて、宮部光夫委員からお願いします。

宮部光夫委員 12月23日に、篠田政巳委員、事務局2名と現地調査に行ってきました。

現地調査の時には耕運され、綺麗に管理されておりました。また、境界も確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 事務局から補足等ありましたらお願いします。

事務局 少し補足させていただきます。資料の9、10ページをご覧ください。担当の調査委員からもご説明があったとおり、今後は貸借契約を結ぶ予定とのこと。早ければ、3月の総会で承認された場合、4月から貸借して管理する計画とのこと。管理方法は、まず借受人が自身で農作物を作付けし、問題なく生育できるかを確認します。その後、問題なければ体験農園として利用していくとのこと。

その間、所有者につきましては、農業への一割従事として、借受人が適切に管理しているか等の確認や、周辺住民からの相談対応を行うといった内容で事業計画を作成中とのことでした。

尾崎賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第4号および議案第5号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号および議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年12月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

こちらの事実確認調査は荘埜晃一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、荘埜晃一委員をお願いします。

荘埜晃一 委員 12月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第4号、第5号については、ご夫婦で農地を共有されているとのことですので、一括してご説明させていただきます。

申請者は花き農家で、(1)(2)の畑には、加温ハウスが4棟、無

加温ハウスが4棟あり、ハウスではシクラメン、マーガレット、ハボタン等が作付けされていきました。露地には、カキが4本、ミカンが6本、ウメが4本植わっておいりました。畑全体が丘のような形状になっており、のり面が非常に多く、除草等が行き届いていない状況が見られたため、防草シート等で対応するなど工夫していただくようお願いしました。販売について、花きは、市場、庭先販売、JA直売所、果樹類は庭先販売とのことでした。境界については、一部不明瞭な部分があったので、仮杭を立てていただくようお願いしました。(3)の畑では、ハボタン、ブロッコリー、キャベツ等が作付けされており、販売について、花きは、市場、野菜は庭先販売とのことです。境界についても、問題ありません。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年12月11日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

こちらの事実確認調査は荘埜晃一委員にお願ひしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、荘埜晃一委員お願いします。

荘埜晃一委員 12月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑では、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツの苗が栽培され、ギンナンが1本植わっておりました。販売については、JA直売所とのことでした。境界についても全て確認できました。また、南側の細い道路面ですが、畑の地盤に対して土留めが低くなっており、昨年の豪雨で土砂が流出し、向かいのマンションの歩道まで流れてしまったとの報告がありました。そのため、今後改善していただくよう事務局からお伝えしました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年12月12日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は加藤直正委員にお願いしています。  
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 12月12日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。  
(1)(3)の畑では、カキ、ウメ、クリが数本植わっており、その他に露地でハクサイ、ダイコン、コマツナ等が作付けされておりました。(2)の畑では、カキ、ウメ、ミカン等が数本植わっており、その他に露地でサトイモが作付けされておりました。販売については、庭先販売とのことでした。境界につきましては、(1)(3)の畑で2か所ほど土に埋もれて確認できなかったため、早急に仮杭を標示していただくようお願いしました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年12月12日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は井口和喜委員にお願いしています。  
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、井口和喜委員お願いします。

井口和喜委員 12月12日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑にはハウスが2棟あり、カブが作付けされ、露地ではブロッコリー、ネギ等が作付けされていました。販売は庭先販売、飲食店とのことです。境界も全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年12月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は篠貞夫委員にお願いしています。  
事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、篠貞夫委員お願いします。

篠貞夫 委員 12月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑では、ダイコン、キャベツ、ブロッコリー等が作付けされておりました。販売については、JA直売所とのことです。境界については、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)  
それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。  
令和6年12月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。  
**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**  
こちらの事実確認調査は保戸塚武彦委員にお願いしています。  
事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 12月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑ですが、一部貸借しており、貸借地では、ダイコン、コマツナ、小麦等が作付され、4月以降は約100㎡追加で借りることで、サツマイモ等を作付けする予定とのことでした。自ら耕作している部分については、ダイコン、ホウレンソウ、ニンジン等が作付けされ、その他にレモン、デコポン、カキが植わっており、こちらについては造園会社に管理を手伝っていただいているとのことです。(3)から(5)の畑については、サトイモが作付けされておりました。春夏には、トマト、ナス、キュウリ等を作付けしていたとのことです。販売は自家消費のみ、境界については、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「生産緑地地区指定申請地の農地等の認定について」です。

生産緑地地区指定申請のあった土地が、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当するかについて、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、練馬区長から協議があった。調査の結果、耕作の目的に供される土地として農地に該当すると認められるため、下記のとおり認定する。

1 追加指定地区は4か所です。(1)農地等の所在は記載のとおりです。事実確認調査は農業委員会事務局で行っておりますので、(1)の説明とあわせてご報告します。

別添資料の1ページをお願いします。高松5丁目です。既存の地区に今回108.75㎡を追加指定するものです。現状、耕運されている状態で管理されておりました。

別添資料の2ページをお願いします。谷原5丁目です。既存の地区に610.70㎡を追加指定するものです。現状、耕運されている状態で、今後、ミカン等の果樹を作付けしていくとのことです。

別添資料3ページをお願いします。下石神井5丁目です。既存の地区に647㎡を追加指定するものです。現状、ブドウが植えられており、そちらを今後も管理していくとのことです。

別添資料4ページをお願いします。大泉町3丁目です。286.19㎡を追加指定するものです。現状は農業用の施設を建てており、その部分の追加になります。

以上4件につきましては、特に問題ないと思います。事務局からは以上です。よろしく願いいたします。

尾崎賀一会長

事務局から説明を受けました。質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。  
令和6年12月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について報告】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくをお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 令和7年度練馬区農業委員会総会の開催日程についてです。32ページをご覧ください。例年どおり、毎月10日前後に開催する予定です。なお、区議会の日程と重なった場合など、やむを得ず変更をお願いする場合がございます。その際にご協力をお願いします。  
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

（発言なし）

それでは、以上で第18回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人